

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 6 号	平成 2 8 年 5 月 2 6 日 受 理
件 名	神奈川県最低賃金に関する陳情
陳 情 者	秦野市平沢 2 5 5 0 - 1 秦野商工会議所 会頭 佐野 友保
陳 情 の 要 旨	
<p> 神奈川県の最低賃金については、中央最低賃金審議会において、平成 2 8 年度地域別最低賃金の目安について諮問され、これを受けて神奈川地方最低賃金審議会において審議されていきます。 </p> <p> 最近の各種景気動向調査報告では、景気は穏やかに回復していると言われていますが、秦野商工会議所の中小企業景況調査等での業況感は、売上減少、人件費の負担増などで収益は圧迫されています。特に、経営基盤の脆弱な小売業・飲食サービス業の中小企業・小規模事業者においては価格転嫁が難しく、厳しい経営状況にあります。 </p> <p> 政府においては、日本再興戦略等に掲げられた経済の好循環を生み出すために、月例賃金のベースアップ等の働きかけが行われ、大企業を中心に組み込まれていることは承知しております。しかし、中小企業・小規模事業者の経営にとって、最低賃金の上昇は極めて深刻な問題であります。 </p> <p> 平成 2 7 年度の神奈川県最低賃金は時間額 9 0 5 円で、東京都の 9 0 7 円に次いで全国 2 番目の高い水準にありますが、隣接県の静岡県 7 8 3 円、山梨県 7 3 7 円との間には大きな格差があります。 </p> <p> 神奈川県内においては、東京都に隣接する横浜市・川崎市の都市部と、県西部・県北部を比較すると、物価や賃金にかなりの格差があることは明白であり、公務員の地域手当や最低賃金決定に当たって考慮すべき要素の一つである生活保護費が、級地を設け地域により受給額が異なることから明らかであります。 </p> <p> 現在、最低賃金は、神奈川県内同一賃金額となっており、特に県境の地域においては、同じ地域経済圏にありながら、隣接県の企業との競争に著しい不利益が生じています。 </p> <p> つきましては、最低賃金についても中小企業・小規模事業者の実態をよく調 </p>	

査され、公務員の地域手当や生活保護の級地制度と同様に、地域間における不均等を是正するよう、地域ごとの実態を踏まえたきめ細やかな制度設計の導入を図るよう、次の事項について、国や県へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

神奈川県内同一賃金額である最低賃金制度を、地域の実態を踏まえ、かつ、業種別のきめ細やかな制度とし、不均衡の是正を図ること。